

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第3条中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

第21条中「の減免」の右に「(法第50条又は第60条の規定により、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に係る居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用の負担を軽減することをいう。以下同じ。)」を加え、「区長」を「市長」に改める。

第23条の見出し中「認定及び特定負担限度額の認定」を「認定等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「認定」の右に「(介護保険法施行法第13条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「基準額」という。)から基準額に100分の90を乗じて得た額を控除した額を、基準額から基準額に100分の90を超え100分の100以下の範囲内における同項に規定する厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を控除した額に減額し、又は免除することの認定をいう。)」を加え、「区長」を「市長」に改め、同条第2項中「区長」を「市長」に改める。

第24条中「又は区長」を削る。

第32条第4号ア中「第39条第1項第2号又は第3号」を「第39条第1項第3号」に改める。

第33条第1項第1号ア中「13,068円」を「7,128円」に改め、同号イ中「27,324円」を「17,424円」に改め、同号ウ中「40,788円」を「38,808円」に改め、同項第2号ア中「10,692円」を「792円」に改め、同号イ中「24,156円」を「22,176円」に改め、同項第3号中「次に掲げる額」を「15,840円」に改め、同号ア及びイを削る。

第12号様式注以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第32条及び第33条の改正規定は京都市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第70号）の施行の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)